

静岡県立大学副学長の所掌事項、任期及び選考に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 42 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学学則第 11 条第 2 項に規定する静岡県立大学副学長
(以下「副学長」という。)の所掌事項、任期及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(任期)

第 3 条 副学長の任期は、設置の都度、学長が定めるものとする。ただし、学長の任期の終期を超えることはできない。

(選考の基準)

第 4 条 副学長候補者は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者とする。

(副学長候補者の選考)

第 5 条 学長は、前条に定める副学長の選考基準に従って、副学長候補者を選考し、理事長に申し出る。

2 学長は、副学長候補者の選考に当たり、役員会及び教育研究審議会から意見を聴くものとする。

(任命の手続)

第 6 条 理事長は、前条第 1 項の規定による申出を受けた副学長候補者を、副学長として任命する。

(委任)

第 7 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。